

## 目的

学校においては、適切で丁寧な取扱いについて指導しておりますが、活用が進む中で、破損・故障等が発生するリスクも想定されます。状況によっては、ご家庭で修繕費用をご負担いただくことがあります。学校内における児童・生徒および教職員のデバイスに関するトラブルが発生した際の対応方針を示しますので、ご確認をお願いします。

### 1. 教職員が児童・生徒のデバイスを破損させた場合

#### ①教育活動または教育活動に付随する活動の中で過失により破損・故障させた場合

- 修繕費は、学校が負担します。

(例) 学習中に誤って机から落としてしまい、破損した。

#### ②故意に破損・故障または利用できない状態にさせたり、適切な管理を明らかに怠ったことにより破損・故障させたりした場合

- 修繕費は、教職員が負担します。

(例) 感情的になり、机を叩いた際に児童・生徒のタブレットが落下し、破損した。

(例) 雨天時に屋外で使用させ、雨水がタブレットに侵入し、破損させた。

### 2. 児童・生徒が学校（教職員及び貸出用）のデバイスを破損させた場合

#### ①教育活動または教育活動に付随する活動の中で過失により破損・故障させた場合

- 修繕費は、学校が負担します。

(例) 学習中に誤って机から落としてしまい、破損した。

※教職員の私物（個人デバイス）については、学校では負担できない。

#### ②故意に破損・故障または利用できない状態にさせたり、教育活動の目的から逸脱した原因により破損・故障させたりした場合

- 修繕費は、ご家庭で負担していただきます。

(例) 児童・生徒が鉛筆を振り回していたら、手から抜けて、デバイスに当たり、破損した。

(例) 学習以外の目的で利用していたとき、誤った使い方をして、破損した。

### 3. 児童・生徒間でデバイスを破損させた場合

- 学校で事実確認を行い、生徒指導を行ったうえで、修繕費は保護者間で協議していただきます。

(例) 友達のデバイスをふざけて持ち上げたところ、誤って落とし、破損させた。